

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

- 一頁…地価税の重要点
- 二頁…歴史考察、銘語録、税の歴史から

地価の重要点

日本公認会計士協会
相談員 中村誠司氏

平成四年一月一日より、地価税が実施されていることは、先刻ご承知のことと思われる。しかし、この地価税について、様々な文献並びに資料を読んで、膨大な内容であるため、どこが重要な部分なのか、よくわからないのが現状である。

第一税理士協議会では、この地価税について、日本公認会計士協会租税相談室相談員中村誠司氏にお願いして、重要な部分のみを執筆頂いた。会員に対して、お役に立てば幸いである。

一、地価税創設の目的
土地の取得・保有・譲渡の各段階における税負担を強化することにより、土地の有利性を削減し、投資対象としての仮需要を抑え、併せて、漫然と値上がりを待つことができるようになります。

二、地価税の仕組み
個人又は法人が、その年の一月一日午前零時現在に有する土地等(非課税土地を除く)の価額の合計額から基礎控除額を控除した残額に税率を乗じて計算します。

三、納稅義務者
納稅義務者は、国内にある土地等を有する個人又は法人です。個人は居住者、非居住者を問いません。法人は、国籍や地方公共団体、公益法人、協同組合、相互会社、人格なき社団、普通法人などの国内法人に限らず、外国法人も含まれます。

四、課税対象となる土地等
個人又は法人が課税の対象(その年の一月一日午前零時)に有する土地等が課税の対象になります。土地等の売買が行われた場合は引渡しベースでその帰属を判断します。契約ベースは認められません。「土地」と「借地権等」とは国内にある「土地等」とは次に掲げるものをいいます。

① 借地権(建物の所有を目的とする地上権及び賃借権)権
② 構築物や工作物の設置
③ 居住用の土地等

地等
三万円以下かどうかは奥行通減、側方加算等を行った全體の価額を面積で割った価額で判定しますので正面路線価だけが即断できません。借地権の場合は、借地権割合を乗ずる前の更地価額で判断します。

地等
三万円以下かどつかは奥行通減、側方加算等を行った全體の価額を面積で割った価額で評価します。

五、非課税の土地等
次のような土地等は原則として非課税です。
① 一平方メートル当たりの更地価額が三万円以下の土地等

地等
三万円以下かどつかは奥行通減、側方加算等を行った全體の価額を面積で割った価額で評価します。

六、課税価格
課税価格は、個人又は法人も非課税ですが、その会社(特殊関係のある会社を含む)の社宅は課税対象です。

七、基礎控除額
基礎控除には、定額控除額と面積比例控除額があり、いずれか多い金額がその半分の基礎控除額になります。

八、税率
税率は〇・三% (平成四年分は〇・二%)です。

九、申告と納付
申告期間は、十月一日から十月三十一日(平成四年分は十一月十六日から十二月十五日)までです。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

二、特例対象地
三分の一(又は五分の一)
×面積

九、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

三、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

四、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

五、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

六、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

七、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

八、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

九、申告と納付
申告書には、土地等の地目面積、所在地、課税価格に異変を添付します。

地等
三万円×面積
口、借地権等
地権等割合×面積
ハ、貸地
合×面積

十、その他
① 帳簿の備え付け
地価税の申告義務者は帳簿を備え付け、有する土地等の地図、面積、所在等を記録し、七年間(評価等に関する書類は五年間)保存が必要です。

十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十七、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十八、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

十九、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十七、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十八、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

二十九、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十七、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十八、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

三十九、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十七、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十八、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

四十九、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十七、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十八、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

五十九、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十一、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十二、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十三、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十四、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十五、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

六十六、その他
地価税は、所得税や法人税の計算上、損金になります。法人は十月三十一日の日を含む事業年度の損金として処理できるものと考えます。

考
察
歴
史

時に想う——断想集(二)

精神的無形財産を蓄えよう
冬來たりなば春遠からじは
大自然の四季であり、人間の
四季にはワシスモアはない。
人間の社会には競争の原理が
あり、この競争の原理がある
ためにすべての分野に進歩が
あり、改善が行われる。
そしてその競争に敗れた者
が落伍者となる。クラーク博士の言葉のとく「ボーアズ(少年
・ビー・アンビシャス)〔少年
よ大志を抱け〕で、人生の四季それぞれにやるべきことを
やり、春、夏には大いなる冒
険もよし、汗を流し一生懸命
生きること、そして一度しか
ない人生を悔いのないものに
するため、長い冬に備えるの
も人間の生きざまとしてよい
のではないかと考ふる。

終戦後早いもので、二分の
一世紀に達しようとしており
日本は経済大国として世界の一
一を争つまでに変貌した。
国民の意識も、精神的なもの
より物質中心、経済中心に
移り、高度の経済成長に伴つ
インフレの経済のため、貨幣
価値の下落に影響されて、す
べての価値観が戦前とは全く
変動したことは確かである。
人間が平和にして豊かな文
明のようないくつかない文
化的生活をするためには、な
んといつても経済的な安定が
根本であることは何人もこれ
を疑うものではない。
今日のように高度な経済成
長下では、昔の百万長者に比
肩するためには、少なくも十
億以上の財産がないと長者の
資格はないと思う。いかにイ
ンフレ経済でも、十億以上の
財産を蓄積するのはなかなか
たいへんなことである。
庶民の生活にはおもぞ縁の
ない話であるが、人間が自先
の金ばかりを追いかけて、これ
を持つ社員を多く有すること
を第224号

冬來たりなば春遠からじは
大自然の四季であり、人間の
四季にはワシスモアはない。
人間の社会には競争の原理が
あり、この競争の原理がある
ためにすべての分野に進歩が
あり、改善が行われる。
そしてその競争に敗れた者
が落伍者となる。クラーク博士の言葉のとく「ボーアズ(少年
・ビー・アンビシャス)〔少年
よ大志を抱け〕で、人生の四季それぞれにやるべきことを
やり、春、夏には大いなる冒
険もよし、汗を流し一生懸命
生きること、そして一度しか
ない人生を悔いのないものに
するため、長い冬に備えるの
も人間の生きざまとしてよい
のではないかと考ふる。

精神的無形財産を蓄えよう
より、もっと根本的に大切な
ものがあるのではないか。人が
が何時の時代にも経済的に余
裕のある生活をするためには
人の持つ基本的財産、精神的
財産というものを蓄えること
が大切などと考える。この
年になつて幾らあわててみて
どうにもならないと思う。
このよつた人の精神的無形
財産とは一体何か。
技術、社会的な資格の取得
等である。

一、人間の社会生活の重要な
信用の基礎とする識見、德
望、誠実、人間的魅力等であ
る。

これらの知的・精神的財産は
本人の長期的な努力と経験と
いう磨きにかけて光を出します
のであり、人に与えて減る
ものでないこと、むしろ人に
贈ることによって磨きを深
めることになる。

人間相手がすべてである社
会生活には、これらの基本的
財産を蓄積しておけば、どの
よつた世の中になつても生活
には困らない。現代は樂をして
金をとりたいという気質が
溢れている面があるが、精神的
無形財産を蓄えるための努
力をする方が、急がば廻れと
いうことになると私は思う。
これらの方をして最も得
益がある面があるが、精神的
無形財産を蓄えるための努
力をする方が、急がば廻れと
いうことになる。私は思つ
ます。一方企業においても、有能
な社員、優秀な経営者を養成
することがその企業を長期的
に運営する上に重要なことだ
と、これに逆らつては幸あら
ず、水の自然に流れるとこ
との運命を、よりよき方向
に向けるのはその人の心掛け
次第なり。座していてはよき
いる。

が、最も大切な財産である。
人生の反省と願い
家族と常に話し合いの生
活をしているか、また家族
の人生の目標となる
よき指導を得たい。
恩を受けた人に対して常
に感謝の気持ちを持ちたい。
自分の職業に従事する気持
を忘れないか。
自分の人生は自分の力で
簡単にことを忘れ、他人に
依存する甘い心をどこかに
切り開くものであるという
感動を忘れないか。
自分たる所を忘れ、他人に
依存する甘い心をどこかに
持つていいか。
人を傷つけるような言動
を避けたい。人を傷つけられ
ば自分も傷つくということ
を忘れていないか。
7 人を傷つけるような言動
を避けたい。人を傷つけられ
ば自分も傷つくということ
を忘れていないか。
8 自分より不幸な人たちが
社会には大勢いるということ
を忘れていないか。
9 日常の人間関係を大切に
するところが、自分の幸福に
通するということを考えた
ことがあるか。
10 自分より優れた人、自分
の持つていないものを持つ
ている人の意見を一人でも
多く聞きたい。

時に想う
時には生まれながらにして
器というもののあり、これ天の
与えしものか、さらどこの
器を自ら磨かされば光を出さ
ず、磨くとは自己研鑽なり、
力の蓄積なり。

かぶりて、信するほか
に別の子細なきなり。
△歎異抄▽



(税理士・今村秀夫)
人間の器の中にはその人の努力次第で何物にも替難いものを蓄えることができる。
ぱならない。これを大器といふ。与えること、使うことにい。反対にこの蓄えは増加する。これ即ち、知識、識見、誠実、決断力、機敏性、洞察力、統率力、信頼感、創造力、忍耐力、説得力、寛容、度量、誠実、決断力、洞察力。

佐渡の金山

<112>



トロニテーシステム

テレホンサービス 03-3262-7324

お知らせ

(物納申請をしたが、収納許可に
なっていない相続人の方へ)
いまからでも遅くありません。至急、
トロニテーシステムテレホンサービスへご連絡ください。国土工営では、当
該物件を診断のうえ売却後黒字(相続税、利子税、譲渡所得税および譲渡費
用差引後)が見込めるケースについては、納税者の意向をもとに、相続税と協議の上、物納を取下げ、売却へ移行する業務をお引き受けしています。

いま、貸宅地の 相続に危険信号!!

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトロニテーシステムの提言です。

●いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないため、立往生しているケースです。

●トロニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合せです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産については延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益(税引き後)を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。

●税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトロニテーシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施に移されます。

◆提携税協組/東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合・埼玉県税理士協同組合・名古屋税理士協同組合・京都税理士協同組合

大蔵省国有財産仲立委託業務 相続財産コンサルティング業務 不動産 仲介・鑑定・建築設計・測量・管理

本社/〒102 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル ☎03-3262-7131㈹ FAX03-3239-3149

名古屋支店…☎052-221-5735 横浜支店…☎045-641-2648 静岡支店…☎054-253-8415 沼津営業所…☎0559-63-2929

資料請求券
第一税協

國土工営株式會社

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル

電話(3816)3346

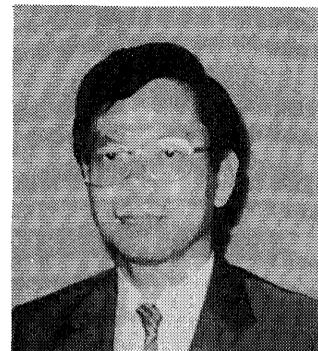
発行人 下田友吉(1部 100円)

編集人 岡田一馬(年額 1,000円)

会員の購読料は会費に含む

主要目次

- 一頁…中規模会社の計算の適正担保の制度について
- 二頁…公認会計士法成立により試験制度、更に検討開始か



中規模会社の計算の適正担保の制度について

東京高等裁判所判事 大谷禎男

筆者は、昭和60年2月から平成4年3月まで法務省民事局に在籍し、終始会社法の改正作業を担当してきた。法制審議会商法部会は、昭和56年改正後の中規模会社法改正の課題を戦後の改正の課題中もとも困難な中小会社区分立法と定め、銳意検討作業を進めており、筆者も事務当局者の一人として改正作業の末席に連なって来たわけである。

この間、平成2年には最低資本金制度の導入等を中心とする会社法の改正をみたが、最低資本金制度とともに中小会社法の中核を占めるべき計算書類の登記所における公開の制度と中小会社の計算適正担保の制度(会計調査人制度)がこの改正において実現しなかったことは、残念なことであった。これらの課題の実現は後任者に委ねられることになったが、もとの担当者として、その任を離れたいま、個人としての立場から、先般の改正作業において関係各界の重大な関心を呼んだ会計調査人制度について、その検討及び論議の経過を概観しておくことも、あながち無意味でもないようと思われ、筆をとった次第である。

中小会社の監査の問題については、昭和59年5月に法務省民事局参事官室から公表された「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」において、「会計監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のもの」は、会計専門家(公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無(商)八一条ノ三第二項二号・九号に該当)等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか。この問題提起がされ、これが今日まで続々議論の始まりとなった。

前記「問題点」公表後、監査問題について各界の英知を糾合すべく、「商法監査問題研究会」(座長・新井清光早大教授)が設けられ、合計八回にわたり熱心な意見の交換が行われた。中小会社の監査問題

に関する基本的な問題点は、この研究会における検討で網羅されたと言つても過言ではなかろう。昭和61年5月に法務省民事局参事官室から公表された「改正試案」に盛り込まれた「会計調査人による調査」の制度は、右の研究会から多くの示唆を受けている。

さて、平成元年5月には「調査問題検討研究会」(座長・酒巻俊雄・大教授)が発足し、六回にわたり調査制度をめぐる問題点について具体的な検討が行われた。そこでは、会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうかについての検証を受けなければならぬ。この「調査」すなわち、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」についての検証を受けなければならぬ。この「調査」をめぐる議論は、この「一応の確からしさ」よりも低く、「一応の確からしさ」でよいとしていた。

「調査」をめぐる議論は、この「一応の確からしさ」に集中したといって差し支えがない。会計調査人が形成すべき心証の程度は、「正規の監査」より低いとしていた。

この「一応の確からしさ」に対する消極論は、「調査」が貸借対照表と損益計算書の全体を对象とし、その作成の根柢となる会計帳簿の相当性を検証することを内容とすれば、そ

の検証の精緻を求めるべきではない。

その回答が「一応の確からしさ」であったのであるが、それがそのままでは基準としてほんとはだ曖昧で機能せず、社会的な制度としての有用性にも疑問がある。これは基準としてほんとはだ曖昧で明確ではないというのは、ある意味では当然である。その点は、「正規の監査」における検証の程度も同様で、これとができるであろう。

調査制度に対する概念については充分に耳を傾ける必要があることは言つまでもないが、右の消極論にも問題があるわけではない。

調査制度に対する概念が明確であることは言つまでもないが、右の消極論にも問題があるわけではない。

正規の監査が、右の消極論にも問題があるわけではない。

正規の監査が、右の

公認会計士法成立により試験制度、更に検討開始か

各政党、税理士会等

公認会計士法改正案はすでに周知のように平成4年4月24日衆議院本会議で可決成

立した。この法案をめぐつて

TKCがドイツの

ように税理士に公認会計士への移行試験を実施するよう求めたと伝え

られており、これをめぐつて

衆参両院の附帯決議の中に、

公認会計士試験制度のあり方

を今後とも検討していくこと

を決議している。

この可能性が強いと思われ

る。

日税連もこれに先だって税

政連を中心にして、「公

認会計士試験制度における問題点」をとりまとめ4月1日

に別掲のとおり決定した。

日本税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連が成立した後も多少の形を

かえても、政治的に各界に運

動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連が成立した後も多少の形を

かえても、政治的に各界に運

動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連が成立した後も多少の形を

かえても、政治的に各界に運

動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

合を近く開く予定。野党各党

もこれにならって検討を開始

する。

公認会計士側としてもこれ

に對する対応策を早急に樹立

して政界、官界に働きかける

ことが望まれる。

活動を開いていくものと思わ

れる。

税連のこの方針は公認会計士議員を座長として設け、会

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…第一税協の任務は重
し—第一税理士協議会第24回総会—
二頁…暑中見舞名刺広告



第一税協の任務は重し!! —層の充実を期待する—

回定時総会は、六月二十四日午後四時五十分より公認会計士会館第三会議室において、岡田一馬副会長の司会により開催した。(写真)

総会は岸本勝次副会長の開会の辞後、期中物故会員七名に哀悼の意を表して黙祷があり、岡崎寿士名誉会長の挨拶の後、来賓として今般日本公認会計士協会東京会の会長となつた木村久彌氏より、会長に当選したお礼を兼ねての祝辞があった。

なお、総会は会員本人出席十名、委任状出席百四十六名の計百五十六名出席となり、会員総数の三分の一は十分超えており、岡田副会長より「本総会は適法である」と宣言され、下田会長は議長席に着き議事の審議に入った。

第一税協の任務は重し!!
—層の充実を期待する—

第一税理士協議会第二十四回総会

議長は、議事録署名人に海老美與治・瀬藤弘の両会員を指名し承諾の後、議長を含めて三名が署名人となった。

二十四期の事業及び会務報告は、兼山金刀毘羅総務担当副会長より原案の朗読と説明があり、議長は議場に詰つたところ満場一致これを承認可決した。

同志の契り

—意気投合の懇親会—

第一号議案 第二十四期決算報告書承認の件は、同じく兼山副会長より原案の説明があり、特に期中決算額の大きなり、変動部分については、その要因を詳細に説明され、議長は議場に詰つたところ満場一致これを承認可決した。

又、第一税協の基本方針について、特に商法、税理士法等の改正問題に十分会員の意見を聞き、慎重に対処すべきであるとの意見もあった。

第四号議案 会則改正案承認の件は、議長より今後の諸問題に対処し事業活動を強化するため、会則第七条「本公司に次の役員をおく。」会員二十名以内、副会長十名以内、理事八十名以内、監事五名以内」とあるのを、「会員一名、副会長二十名以内、理事八十名以内、監事五名以内」と改定した旨説明があり、満場一致で承認可決した。

第一税理士協議会会員募集中!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

会員に対して、次のように情報提供し、資質向上を図っております。

○時期に合わせた税実務的なテーマの研修会の議義が受けられる。

○最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか?

なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

(会員の方にお願い)
会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいようお願い致します。

第一税理士協議会
〒113 文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内
TEL (3816) 3346

おことわり
◆「歴史考察」、「銘語録」、「税の歴史から」は、今回休みました。

いま、貸宅地の相続に危険信号!!

◆提携税協組/東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合・埼玉県税理士協同組合・名古屋税理士協同組合・京都税理士協同組合

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の安全をはかるトリニテーシステムの提言です。

●いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないため、立往生しているケースです。

●トリニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合せです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産については延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益(税引き後)を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。

●税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトリニテーシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施されます。



テレホンサービス 03-3262-7324

お知らせ

(物納申請をしたが、収納許可にならない相続人の方へ)
いまからでも遅くありません。至急、トリニテーシステムテレホンサービスへご連絡ください。国土工営では、当該物件を診断のうえ売却後黒字(相続税、利子税、譲渡所得税および譲渡費用差引後)が見込めるケースについては、納税者の意向をもとに、関与税理士と協議の上、物納を取下げ、売却へ移行する業務をお引き受けしています。

暑中お見舞申し上げます

海老美與治	岩村讓一	伊藤秀雄	磯崎勝	石井操	石井巖	池田洋次郎	飯沼清夫	浅見孝	浅井新平
港区六本木四〇四二一六二〇一四九	電中野区中央二二一六二〇一四九	電板橋区板橋三九六二一リ一ア初三三四二五五代号四	電文京区小石川二五三一八五代号一五	電千代田区飯田橋三八八七一六四二四四二五	電足立区足立三一五二一〇階〇	電北区王子二八一三一五二一〇	電足立区梅田四一五二一八〇一二	電中野区上高田四一四一三六五	電目黒区中央二二八七一四五二六
岸本勝次	兼山金刀園	加藤隆之	長田邦稻	小川敏市	岡田一馬	岡崎寿士	大盛廣吉	太田昌一郎	遠藤忠宏
電台東区台東四二一四〇六一七	電練馬区上石神井二八三三三一四一	電台電話区八重洲二八四三三三二七七	電港区新橋二二五八〇七七二二七代号	電台東区三ノ輪一七二八六一八代五	電墨田区立花一八二九一〇六	電中野区本町四一九一三八〇	電足立区千住柳町二三五一七七	電大田区池上六〇一〇四一八一	電春日部市大沼七五八三五二二
杉村明	下田友吉	笛生武夫	佐久間田鶴子	五味薰	小場篤	後藤千鶴子	倉田由次	窟寺長治郎	木村久彌
電目黒区平町二二三一〇二一八二	電台東区根岸一一〇二一七五	電世田谷区下馬三一九一九二五四	電八王子市元横山町二七二三一八五	電中央区日本橋三一八一五代号一	電中央区銀座四一五三教文七代一	電中央区銀地二一五四一三五	電足立区梅島一四五一五二五	電練馬区豊玉上二五三一二二	電中央区日本橋人形町一九一三五五
長坂利正	外村初	田中佐門	高橋善一郎	高橋榮吉	瀬藤弘	関口秀男	住田光生	鈴木三男	諫佐市之丞
電練馬区中村北四二二三四一三二	電大田区東矢口三一五五計一六代四	電世田谷区奥沢三一八五五一八一	電新宿区内藤一新五代一	電中央区銀座四一三五代一	電中央区銀座四一三五代一	電中央区銀座四一三五代一	電大田区日本橋室町四一三一〇	電新宿区大久保二二一一代二	電新宿区三〇〇六二二一一二
本島三郎	村田義男	向山清志	松木正輝	藤岡大造	藤井豊三	廣瀬哲夫	西野清	中地宏	永島徳造
電高崎市高松四一六二〇二	電目黒区高八雲二一〇一九	電並木区松庵三一九一六一三〇六二	電荒川区西日暮里五三八〇五三一五七一四	電木更津市八文京二三五七一四	電中央区銀座三一九一六代八	電中央区銀座一七七一八	電町市本町三四五〇一八二二	電新宿区西新宿六二二三一七九〇六	電豊島区目白四〇二三四五七五
和田新之助	若林恒雄	米山昭一朗	山本日出磨	山本秀夫	山本敏郎	山田辰巳	谷田部榮廣	安村長生	八鍬志郎
電文京区本郷三一九一九五代五	電中央区新富二二一八一〇一八	電板橋区高島平五〇一〇二一六	電千代田区新橋二二九一九一九二	電杉並区本天沼二五二一五代一	電武藏野市境南町三一三一五代一	電荒川区西日暮里一四一八七	電八王子市西日暮里二二三一七三〇	電相模原市相南二一七五	電相模原市相南二一七五

考歷史察

親鸞の弟子唯円によつて
語録をもとに歎異抄に書か
れたものである。

な秘伝があるのではないかと、関東から来る来たのに対し、親鸞は、他には何もない。ただ、念佛を唱えるだけだ。

せい
をい
い人
内 容

米穀にあまりに重きを置いた経済体系ではいさか不合理となつてくる。特にこれが差に御家人等の生活の重要な部分が支配され、武家の

斗升五を一人分としていたが名藩では多少の異同があつたようである。

いま、貸宅地の 相続に 危険信号!!

◆提携税協組／東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合・埼玉県税理士協同組合・名古屋税理士協同組合・京都税理士協同組合

務 相続財産コンサルティング業務 不動産 仲介・鑑定・建築設計・測量・管理
上 〒102 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル ☎ 03-3262-7131㈹ FAX 03-3229-3149

- 1 経営者の反省十ヵ条

2 自己啓発、相互啓発を怠つていいないか。

3 経営統計を将来計画の羅針盤としているか。

4 予算制度が下部に徹底しているか。

5 予算と実績との対比検討がなされているか。

6 業績が良いことは、自己の経営能力だと過信しているのではないか。

7 将来の経営後継者、幹部の教育は十分か。

8 企業の発展と防衛とは、密接不可分の関係にあることを考えたことはあるか。

9 部下及び会社に協力して、くれている人たちの将来の幸福を考えたことはあるか。自分は満腹しても、これらの人たちが空腹になつているといふことを考えたことはあるか。

10 得意先、部下から信頼されているという自信があるか。

参考のための十ヵ条

1 参謀は考案者であり、演出者である。トップに決心

1 参謀は発想せよ。あらゆる意見を代弁できねばならぬ。同じような参謀が仲良く仕事をするのは効果的でない。

2 参謀に命令権なし、補佐機関であり指揮者ではない。

3 参謀は冷厳非情に計算せよ。感情に動かされないで、的確に状況判断をしなければならない。

4 参謀はトップになつたつもりで考えよ。スタッフはトップの裏方であることを忘れるな。

5 参謀は足で稼げ。事実確認が参謀業務の基礎である姿を見せることは最高の激励になる。

6 参謀は減磨オイルである。人間の心理を洞察でき、話上手でなくてはならない。

7 参謀は一つでよいから現場能力を持つ。相手によつては、これが最高の説得力となる。

8 参謀は人馬鹿にしてはならない。生意氣だと思われ

られた参謀の意見は通り、
企業参謀とオーナーのあり方
一、参謀はオーナーの批判部下の前でしないこと。
下からの不信を招くだけ
プラスにならない。
一、参謀はオーナーの長所
伸ばし、欠点を補うなど。
それが組織尊重の基本となること。
一、参謀はオーナーと人間
信頼感を持つこと。男が女
に惚れる心境となること。
一、参謀はオーナーに取つて
替わる野心は禁物。参謀
任務に徹すること。
一、参謀はオーナーをして
己の頭脳を企業の繁栄に
貢献する。このことに喜び
を持つこと。
部課長クラスの反省十カ条
1 経営陣の経営方針を的確
に部下に徹底させていくこと。
2 自己の所属する部門が
会社の業績、発展などのよ
うな関係があり、自分の責
任遂行度が経営陣を満足さ
せていると思っているか。
3 部下それぞれの能力を發
揚し、将来の幹部として育
成していく。

1	この仕事があるか。	この仕事があるか。
2	意見があるか。	意見があるか。
3	信頼があるか。	信頼があるか。
4	合意があるか。	合意があるか。
5	自己を認められるか。	自己を認められるか。
6	上司に対する苦労の積みかさねがあるか。	上司に対する苦労の積みかさねがあるか。
7	自分の努力に欠け、見せかけに騙されているようなことはないか。	自分の努力に欠け、見せかけに騙されているようなことはないか。
8	自分が幸福になる原動力だと考えたことがあるか。	自分が幸福になる原動力だと考えたことがあるか。
9	自分が信頼してくれる根本的なものは、自分が人間的組織の人として成長し、これが会社業績の発展につながるということを自覚しているか。	自分が信頼してくれる根本的なものは、自分が人間的組織の人として成長し、これが会社業績の発展につながるということを自覚しているか。
10	自分を上司に認めてもらいたいことをしていいのか。	自分を上司に認めてもらいたいことをしていいのか。

徳川幕府の給与関係は次
の様になっていた。知行地
を与えられている大名旗本
は別として下級の家臣には
春夏冬の三回に分けて扶持
米が支給された。これを切
米とか藏米とかいってい
た。御家人等には切米と引
き替える切米手形を渡し、
御家人等から札差がその代
理人として幕府の藏から切
米を受取って売捌いてその
代金を御家人等に渡した。
もちろん札差はその際手数
料を取つたが、その米穀を
担保として金融を行つよう
にもなつていった。切米手
形に押印したり、検閲を司
る者として勘定奉行の下に
切米手形改役という役職も
置かれていた。

次のような文書が残されて
いる。

請取申御扶持方之事
合 上下式百人分 右是
渡辺半蔵御預之百人組亥

没落町人の抬頭となつてく
るのは時の勢いといつても。
話を異なるが、昭和天皇
が「こくなつた時極を担うか
どうかという事で八瀬の童
子といつ言葉が出てきた。
これは元弘の役時、後醍
醐天皇を皇居から比叡山の
山頂まで無事に送り届けた
報酬としてそれ以来明治ま
で一切の公役を免ぜられて
いて、老年になるまで前髪
を剃らないで頭の上に束ね
る童子風の姿をしてきた八
瀬の村人の事で、代々天皇
の枢を担う役をしてきたと
いわれている。年貢以下課
役免除というのであるから
大変な報酬を受けていたもの
のといえるが、あろう。

かつて神戸の造船所に進
水式の笛を吹くだけの役
で、高給を取っている人が
いた。その人はただ笛を吹
くのではない。造船の支払
は進捗度に応じて何回かに

そこで、物納制度の活用を考える。相続人の航海の
資金をはかる上に云々、シフ云々の掲言です。

- いま、関与先の相続でいちばん多い失敗例は、①とりあえず延納、②貸宅地を売却、③その資金で納税、と計画したところ、これが予定の金額で期限内に売れないとため、立往生しているケースです。

- トリニテーシステムの対策の基本は物納と延納の組み合せです。①まず、納税の安全のために、売却困難とみられる貸宅地等を一旦、物納申請をし、②借地人と折衝のうえ、売却の見込みのついた財産について延納申請に変更する、③物納申請を取り下げ、売却した資金で金納に切り換えるという方式。貸宅地の売却利益（税引き後）を確保し、同時に円滑な納税を実現することが目的です。

- 税理士協同組合と国土工営との提携による相続財産の受託処理・運用システム。このトリニティシステムでは、相続人、関与税理士、国土工営の三者契約により、①相続発生時の相続税の納付対策、②将来の相続に備えての生前対策、③一家の永代にわたる総合相続対策が実施に移されます。

給与いろいろ

114



三井住友カード 00-0000-7004

ナレホフリーヒス UJ-320C-73

お知らせ

〈物納申請をしたが、収納許可になっていない相続人の方へ〉

いまからでも遅くありません。至急、トリニテーションシステムテレホンサービスへご連絡ください。国土工営では、当該物件を診断のうえ売却黒字（相続税、利子税、譲渡所得税および譲渡費用差引後）が見込めるケースについては、納税者の意向をもとに、関与税理士と協議の上、物納を取下げ、売却へ移行する業務をお引き受けしています。

★一局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一視力

發行所
第一稅理士協議會

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 年極 1,000円
会員の購読料は会費に含む

主 要 目 次

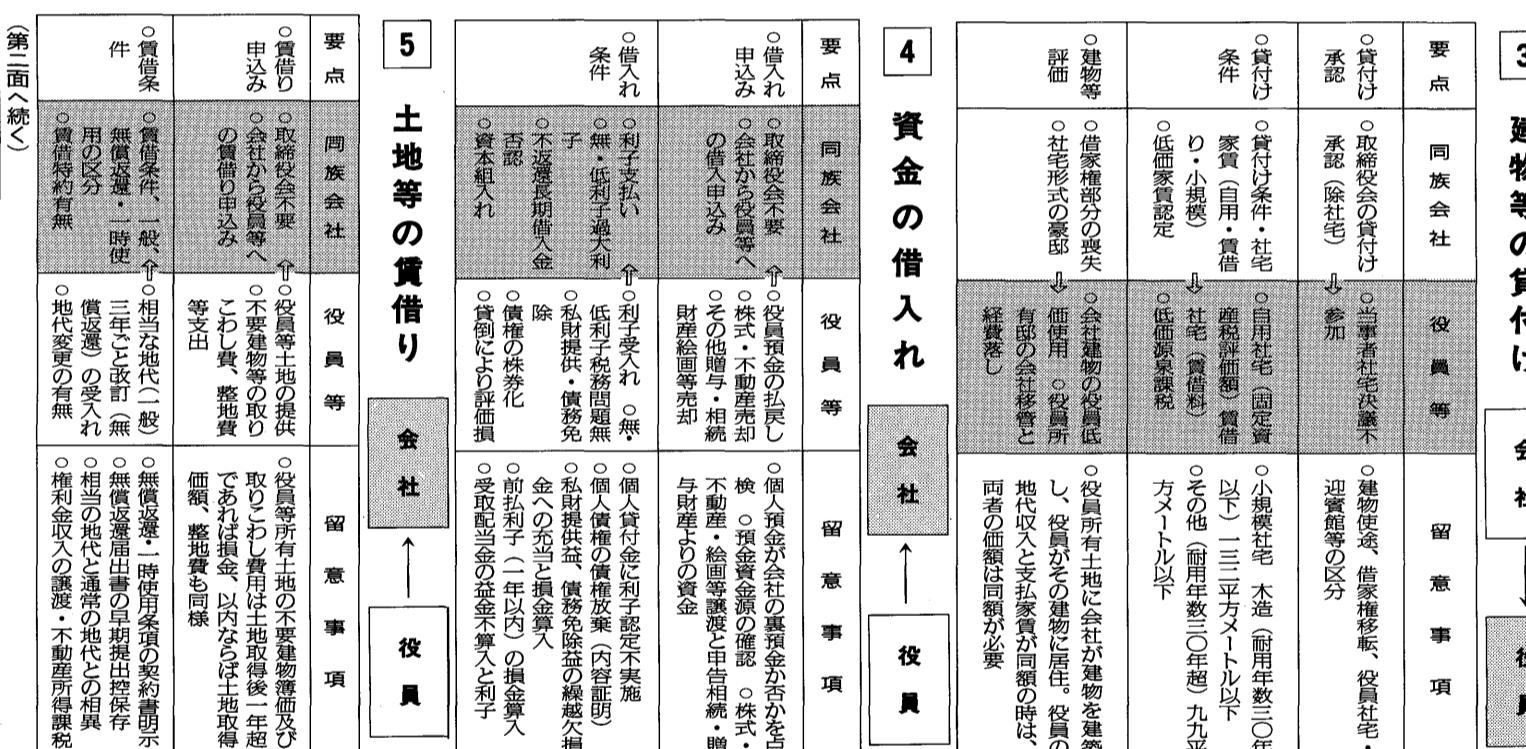
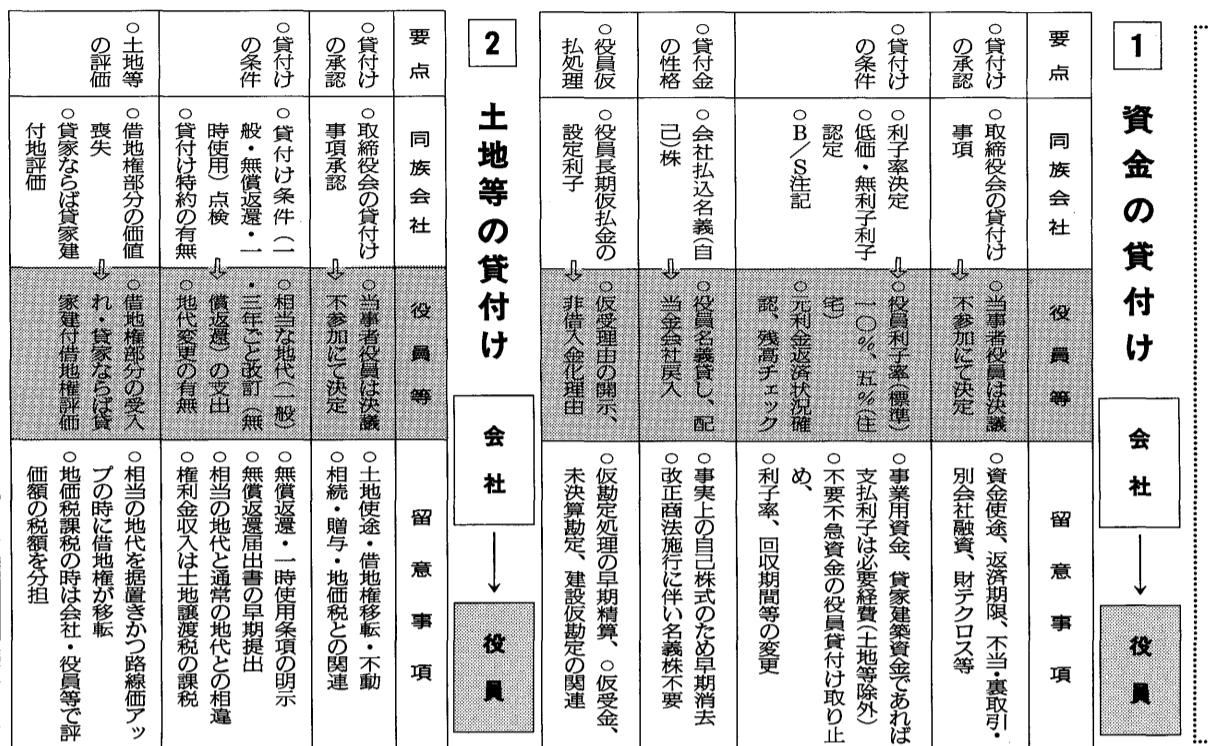
一頁…同族会社、役員等
の貸借取引の接点
ポイント

二頁…歴史考察、銘語録、
税の歴史から



**同族会社、役員等の
貸借取引の接点ポイント**

公認会計士
山本清次



あなたの身边に感じてほしい…

株式会社 日本会計士学館
〒113 東京都文京区本郷 5-18-3
☎(03)3815-3414(代)
フリーダイヤル
0120-393-293

考歷
察史

時に想う——断想集(五)

次には定石の応用であり、変化に対していつでもどんな場面が展開されても対応できることがある。こちらが定石どおりさしても、相手が定石どおりいるとは限らない。どういることは限らない。企業における経営者一流になるためには、いい心を持っていて、新しいものを求めて、いい努力と研究心、この心を持つている人であり、これにない努力と研究心、これが根底になければならない。これが根柢にならなければ、勝負師として対応できる力と心を持つことである。このこととも勝負師のみのJBJではない。開幕のポイントは原理原則◎秀吉流だった故山上

◎秀吉流だった故山本会長
ポイントは原理原則

のものない極端な時代に生きるよとよくわかるのである。そういう時は、何とか自分だけは食べたい生きたいという本能が働く。だから、その中で僅かなものでも分かって家族が生きていくから、それが美しいのである。本来、人間はそれほど悲しく哀れなものである。自分を愛すことのために自負心を持つことになる。また、嫉妬心というのは異性間だけでなく、同性の間でもあるもので、同僚が

「才」・ロシュワ・コオは言つ。この才・ロシュワ・コオは、一七世紀のフランス貴族で、辛辣な言葉で虚偽善に覆された人間社会を「箴言と考察」に凝縮して表した。

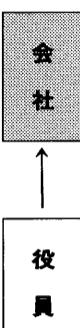
今から三三百年前の言葉であつても、十分に今に通用るものである。

△鍾馗

人は誰しも、他人よりは自分が最も大切なのである。自分を愛するが故に他人をも愛するのである。ところが、どういうわけか、それに気づかずに自分のもっとも愛しているのは妻であり子であり、父母兄弟であると思いつこんでいる。ううううとは、戦争中、戦後の食糧もなく、着るものも仲良くすると、嫉妬する。自分より早く出世したりると、「おめでとう」と言ふ。ながらも面白くない感情動く。これは、自然の情勢であつて、可笑しくも何となく、当り前のことであります。そういう気持ちちは、自己重要視する気持ちから出るのです。まさに、自負感となる。さておいて、他人と恋愛仲良くすると、嫉妬する。

<p>☆筆者は、現在、大蔵省一般監査役・㈱ソフトサイエンス監査役・㈱シバソク監査役・動産㈱嘱託、等に從事されて室主任研究員・㈱二井銀行総合研究所特別顧問・山一電機・㈱監査役・㈱日本コンベンシ人代表社員監事でもあらわし監査役・㈱東京まいわ屋・ヨンサーク監査役・三井物語る。</p>	<p>○ 優待料金等の発行 ○ 新築車販等の有無 ○ 分割発行 ○ 不可時価より著しく低くても譲り問題 ○ 上記特別償却適用用 ○ 業員対象は不適用</p>
---	--

6 建物の賃借り



要 点	同族会社	役 員 等	留 意 事 項
賃借条件 内 の 損 金 全 額	○前払地代(一年以上) ○無償返還契約の時 ○地代自由 ○無償返還契約の時は相当の地代より ○低く地代を決めても適用可能		

人間は、おのずから良いところもあり、同時に悪いところもある。長所も短所もあるということだ。欠点のない人間などいないわけだが、ただ始末に悪いのは金銭的な欲望が異常に強い人間は、やはりこれが満足しないとなかなか

満足させなければいけない。秀吉は戦いくさばかりいつも金を持っていった、といわれる。



嫉妬心の中に
は、愛よりも
むしろ自負心
がより多く入
り込んでい
る。

第一回 番言と考案

る。「おぬしの心」を巡るにながらも面白くない感情がで、自然の情で働く。これは、自然の情であつて、可笑しくも何ともない、当の前の、ことである。そういう気持ちでは、自己を重要視する気持ちから出でいるので、まさに、自負心じみたがくなる。自分を大切ねば、他人と恋人が仲良くするも、嫉妬する気持ちが生む。愛といつより自負心から出たものだと、ラ・ロシェフ冑は言つた。

嫉妬心の中に
は、愛よりも
むしろ自負心
がより多くな
り込んでい
る。

岡山藩の場合

税の歴史から

<116>

(その二)

々々社長之申出社長より
り取之申達願取決議
の上一々相同取計可申
事 但懶て自便に取計
候儀堅く不相成候事
一、積金下万之賃渡残金有
之とも他事に取遭候儀
決て不相成候事

一、諸買賣之者法律相守り
職業相勵正路に取引致
し親戚並近隣と幸鋪諸
事行届多分に鋪金致し
商体の手本とも可相成
者之は問屋職は萬問屋
其外職業に応し格別に
御賞詞筋可有之事

貸附金並鋪金催合在
町諸商人に貸渡し之法
一、諸商人五人組合連借之

右組合中之確成掛物
預り置可申は勿論始終
組合の難義に不相成様
取計可申事

一、連借組合は同商業の者
に相限り可申事

歩境五日限り
利足一ヶ月壹分弐朱
一、諸品多分入船有之候節
同商売人分け買致し仕
切金足り不申節借用可
願出候へは連借致させ
可申事

一、但借用願出候節夫々
社長取調其上司可同出事
貸附金借用證案之事
一、右者此度何品買入仕切
金引足り不申に附御貸
附金之内押借奉願候ぬ
御闇届け被仰付難有奉
押借候然る上は當何月
晦日限り元利皆済可奉
拂上候尤御利足は月々タ
晦日拂上司申候依而為
後日連借證文如件
年号干支月日 借主連印

(公認会計士 岸本勝次)
岡山商社
税理士

一、金何万何千両也 但此
利一ヶ月毫分也
右者積金之内之加入願
出之趣申達し預り置申
候處違無之候入用次
第指戻し申条件如件
年号干支月日領取両人
何屋誰當
右何万何千両預り置候
者也

一、鋪金致し居申者商ひ向
に寄子金借用願出候へ
は預り置候金高其身一
判にて貸渡し可申事
一、貸附金二ヶ月限り元利
皆済拂上司申事

一、但利足は毎月晦日限
り拂上司申尤期月より
前に拂上候義可為勝手申
時宜に寄利金拂上延借
頃出候へば酉二ヶ月半

第一 稅理士協議会 会員募集中 !!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか、
なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

☆会員の方にお願い

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいますようお願い致します。

第一 稅 理 士 協 議 會

〒113 文京区本郷 5-18-3 公認会計士会館内
TEL (3816) 3346

会員に対して、次のような情報を提供し、資質の向上を図っております

- 時期に合わせた税実務的なテーマの研修会が受けられる。
 - 最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



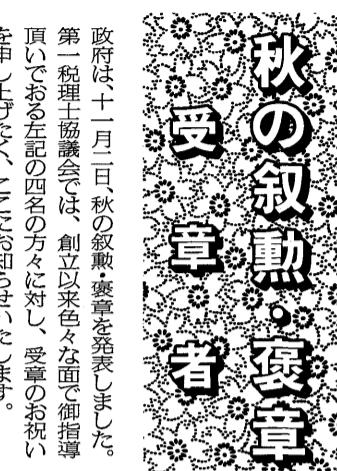
発行所
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…財政を支える土地
税制
二頁…銘語録、税の歴史
から



(勲二等瑞宝章)
山上一夫氏

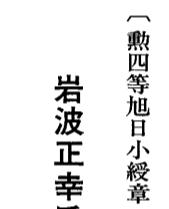


政府は、十一月一日、秋の叙勲・褒章を発表しました。
第一税理士協議会では、創立以来色々な面で御指導
頂いており左記の四名の方々に対し、受章のお祝い
を申し上げたく、以下にお知らせいたします。
心より、おめでとうございます。



(勲三等瑞宝章)
堤 昭二氏

(勳四等旭日小綬章)
岩波正幸氏



(勳五等双光旭日章)
杉村 明氏

国 税 —相続税の負担調整における 地 の 評 価 —

國税は土地の相続税の評価を地価公示価格を基準として評定する考え方で、評価時点をこれまでの前年七月一日から地価公示価格の評価時点の引上げた、路線価格の評価割合を地価公示価格水準の80%程度にて定額控除四〇〇〇万円を四

私なり、「土地税制について読者の参考に供するよう、筆を取った次第である。

バブルが弾け低迷経済の続く日本では、土地税制の改正の見直しがなされている。そこで、新税の地価税と相続税における土地の評価の見直しが、土地税制の鍵を握っている。

本来土地は、人口の増加に比例して利用価値は上がるし、土地の増殖性は夢であるので当然土地は他の物の評価より上回って高いのは無理もないが、昨今の市街地の土地は利用価値を上回る交換価値とバブルによる財産増加の財源として全く法外な高値となつたのである。それが、時価と公示価格の差と言えるのだと思われる。

財政を支える土地税制

ついで相続税の負担の減額割合も改正された。
①相続税申告提出期限の改
正 平成八年度より相続税の申告期間を六ヶ月より十ヶ月に
事業用50%を60%
居住用50%を70%
②相続税申告提出期限の改
正 平成八年度より相続税の申告期間を六ヶ月より十ヶ月に
事業用60%を70%
居住用50%を60%
間、平成五年より七月、平成七年
は九ヶ月で、平成八年で十ヶ月となることである。

国税(新設) —地価税—

地価税の申告に関しては、既に該当(予定納税者)に申告用紙が配布され、申告期間は十一月十六日よりといふことであるが、この地価税は、国の財政政策と土地政策を見込んで設置と考ざざるを得ない。

課税の対象は、個人または法人でその年の一月一日午前零時に有する土地等で、信託

法人でその年の一月一日午前零時に有する土地等で、信託

（自然、国土保全、医療、社会福祉、文化教育等に関するもの・交通、通信、水道、工業、ネルギー等に関する土地）、（市街化区域農地等）（平成八年まで、等である。

地方税 —特別土地保有税—

地税の申告に関しては、既に該当(予定納税者)に申告用紙が配布され、申告期間は十一月十六日よりといふことであるが、この地税は、国の財政政策と土地政策を見込んで設置と考ざざるを得ない。

課税の対象は、個人または

法人でその年の一月一日午前零時に有する土地等で、信託

課税措置が講じられていました。
なお、特別土地保有税に非
課税措置が講じられていました。
長も行われた。
(第二面へ続く)

あなたの身边に感じてほしい…

株式会社 日本国会計士学館

〒113 東京都文京区本郷5-18-3

☎(03)3815-3414(代)

フリーダイヤル

0120-393-293

公認会計士職業賠償責任保険

公認会計士総合補償制度

団体所得補償保険
団体入院費用補償保険
団体傷害補償保険

日本会計士学館指定不動産会社
野村不動産

自家用自動車総合保険

CPA自動車総合サービス

日石クレジットカード

IDO携帯電話
ハンディフォンミニモ

日本会計士学館指定銀行会社
エムオーツーリスト

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年額 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

- 一頁 …年頭所感
- 二頁 …歴史考察、銘語録、税の歴史から
- 三頁 …年賀名刺広告
- 四頁 …年賀名刺広告

'93

謹 賀 新 年



新しい年を迎えて

第一税理士協議会

会長 下田 友吉

新年明けましておめでとうございます。本年も第一税理士協議会に対し温かいご支援をお願い申し上げます。年頭に当たり次の目標を私

は掲げます。
一、東京税理士会役員選挙には東京会会长が日税連会長になることを目標として大団結しよう。

東京税理士会の役員選挙が本年四月に行われる予定である。公認会計士協議会と違い税理士会は任期が二年なので年中選挙のことを見れる暇がない

人が、会長に選ばれれば、
針が、国税当局や公認会計士等と事を構え偏ったためで正しい方向へ転換するような人が、会長に選ばれれば、

商法改正問題もこの件が解決されないと、全体として完結しない。昨年には自民党財政会の中に監査に関する検討チームが設置され、この

東京会会长が日税連会長になると、全国的な支持を得ることになれると思われる。そこでこのルールが壊されたのは、東京税理士会の方針が、国税当局や公認会計士等と事を構え偏ったためで正しい方向へ転換するような人が、会長に選ばれれば、



新年のご挨拶
近畿税務研究会

会長 枝田 圭児



第一税理士協議会の皆様、新年明けましておめでとうございます。今年こそは明るく、不況を吹き飛ばす新しい年にしたいのです。私は昨年六月、西澤前会長の跡を継いで近畿税務研究会会長に就任致しました。お引き受けした上は、この会を引き受けた上は、貴会に労らぬ地位に高めたいと思っておりま

すのでよろしくお願い致し申上げ、新年のご挨拶と

であつた一昨年は国内では証券金融業界の大スキャンダルに揺れましたが、昨年は好況から一転して円不況以来の深刻な景気後退になりました。十一月に初の申告期を迎えた地価税も、地価の鎮静化と不況の深刻化には撤廃を含めた見直しが嘆かれるようといつよい

な変化の激しい年であります。国家財政も不況による所得低迷で税収不足が必

至り、赤字国債の発行があると言われています。

このような時期に適正納税を指導する税理士の使命は特に大きいものと言えます。一方で納税者に不利の生じないよう英知を傾けることも責務であります。

公認会計士で近畿税理士会に属している数約一、〇〇〇名のうち近研会員は約二八〇名にすぎません

が、五十歳未満であること

を条件にしている弟分の「研友会」があり、その活動は自営の若手公認会計士の期待を集めています。この研友会の会員数約二〇〇名を加えますと、相当数が組織化されていることになります。この力を最大限に

生かしていくたいものと思

います。このためにも一層

この指導と厚意をお願い

ます。さて、歴史的な激動の年

を重ね、社会的に有用な制度を確立するのを望む。是非とも調和のとれた

問題に公認会計士試験制度を含めて討議されていると聞

く。公認会計士も税理士も、皆様のご協力をよろしくお願

い申し上げます。今年は以上の点の解決に全

力をおあげて尽しますので、会员

の意見を聞き、問題を

あなたの身边に感じてほしい…

株式会社 日本会計士学館

〒113 東京都文京区本郷5-18-3

☎ (03)3815-3414(代)

フリーダイヤル

0120-393-293

公認会計士職業賠償責任保険

公認会計士総合補償制度

団体所得補償保険

団体入院費用補償保険

団体傷害補償保険

IDC携帯電話
ハンディファンミニモ

日本会計士学館指定不動産会社
野村不動産

自家用自動車総合保険

CPA自動車総合サービス

日石クレジットカード



税理士21世紀の会 創立時の理念

税理士21世紀の会
会長代行 味岡一義

第一税理士協議会の諸先生方明けましてお目出度つござ

ります。日頃は下田会長をはじめ会員諸先生には絶大なご

協力を頂き紙上をお借り致し

て厚くお礼申し上げます。

税理士21世紀の会もお陰さ

まで創立以来10年を迎まし

た。この間下田先生たる税理士21世紀の会長として、また

税理士団体協議会会長とし熱

心にその存在価値の普及に精

力的に他界派との連携を図り

融和に努力されてまいりまし

た。2年前に組織の改正を行

い、創立当時からみれば会員

数は減少しましたが、強い理

念の基に団結し発展に努力し

ている次第です。

東京税理士会会員を分析す

ると、所謂試験組・公認会計

士・計理士・税務官庁定年退職

者および中途退職者等が渾然

一体となっています。税理士

はその資格取得の経緯が異な

ついても職業専門家として

の税理士は一つであります。

加えて強制加入の会であり、

会員に登録しなければその資格

に基づく業務に従事すること

が出来ないこととなっていま

す。

そもそも団体は選出された

役員執行部によって運営され

るもので、その役員の理念に

より、社会的信頼は相当の格

差が生じてくるものであるこ

とは言をまたなく、そして、

年もかかわらず、独占業務

信頼と地位向上の確保のため

いま我々が何をなすべきかを

考え実行するために発足し創

立されたものであったと記憶

していいます。現状の東京税理

士会は如何でしようか。いた

ずらに孤立化して業界は複

雑化、機械化、国際化してい

かないと考えられます。

いま一度初心にかえって悔

いを後世に残さないように努

めしようではありませんか。

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

日本経済も不況に喘ぎ、証

券会社を筆頭に赤字会社続

出。デパートの購買力も衰え

り、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

りない幸せを祈念し、「第一税

理士」に栄光あれと結んで新年

とうなしの現況。また政界

を見れば自民党の独占に委せ

ます。

戦前は二大政党の時代もあつ

たのですが、戦後弱小政党統

合の竹下派の分裂、日本人の狹

量さを如実に物語っている次

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

りない幸せを祈念し、「第一税

理士」に栄光あれと結んで新年

とうなしの現況。また政界

を見れば自民党の独占に委せ

ます。

戦前は二大政党の時代もあつ

たのですが、戦後弱小政党統

合の竹下派の分裂、日本人の狹

量さを如実に物語っている次

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

りない幸せを祈念し、「第一税

理士」に栄光あれと結んで新年

とうなしの現況。また政界

を見れば自民党の独占に委せ

ます。

戦前は二大政党の時代もあつ

たのですが、戦後弱小政党統

合の竹下派の分裂、日本人の狹

量さを如実に物語っている次

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

りない幸せを祈念し、「第一税

理士」に栄光あれと結んで新年

とうなしの現況。また政界

を見れば自民党の独占に委せ

ます。

戦前は二大政党の時代もあつ

たのですが、戦後弱小政党統

合の竹下派の分裂、日本人の狹

量さを如実に物語っている次

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

りない幸せを祈念し、「第一税

理士」に栄光あれと結んで新年

とうなしの現況。また政界

を見れば自民党の独占に委せ

ます。

戦前は二大政党の時代もあつ

たのですが、戦後弱小政党統

合の竹下派の分裂、日本人の狹

量さを如実に物語っている次

が正月です。年賀状を見るた

びに、亡き数に入る人々のい

かに多い事が限られた人生

致し方もない事ですが、想い

ののみ生きる人々に心から

哀悼の意を表します。

新年の俳句と知る人は少な

い、資格も異なりますが、手

を結び会計人の地位の向上を

計り業界の発展に寄与したい

ものです。

最後に、貴会会員各位の限

平成五年新年賀謹

遠藤忠宏	岩村謙一	伊藤秀雄	磯崎勝	石井操	石井巖	池田洋次郎	飯沼清夫	浅見孝	浅井新平
電春日市大沼(七五八一三二二二一〇)	電中野区中央二一六二〇一四九	電板橋区板橋二一ア初六三穂四二五〇代四	電文京区小石川二一三一八五〇	電足立区足立三一六二一五一〇階〇	電北話(三九二二)八一五〇一二	電足立区梅田七二一八〇一二	電野区上高田四一四一一六五	電野区中央七二一八七一四五二四六	目黒区中央七二一八七一四五二四六
木村久彌	岸本勝次	兼山金刀毬	加藤隆之	長田邦稻	小川敏市	岡田一馬	岡崎寿士	大盛廣吉	太田昌一郎
電中央区日本橋人形町三一六一〇一三五	電台東区台東四二一四〇一六一七	電練馬区上石神井二一三二一四一八二三一四	電台東区八重洲四三草〇一八六一四二七一三四二七	電台墨田区立花一七八九一〇六	電台墨田区立花一七八九一〇六	電台墨田区立花一七八九一〇六	電足立区千住柳町三一七	電足立区千住柳町三一七	電大田区池上四〇一〇四一二二
諫佐市之丞	杉村明	下田友吉	佐々木理夫	笹生武夫	佐久間田鶴子	五味薰	小場篤	後藤千鶴子	倉田由次
電新宿区大久保二二一一一九二	電目黒区平町二一三一〇二一八	電台東区根岸一一〇一由七五	電港区南青山二一九一〇一九	電世田谷区下馬三一七二九九一五四	電世田谷区下馬三一七二九九一五四	電世田谷区下馬三一七二九九一五四	電中央区銀座四一五三政吉大輔一	電中央区銀座二一五四七九一三五	電足立区梅島一八四五九一五二五
中地宏	永島徳造	長坂利正	田中佐門	高橋善一郎	高橋榮吉	瀬藤弘	関口秀男	住田光生	鈴木三男
電新宿区西新宿八二二三七〇九一六〇	電豊島区目白四〇二三五一七五	電練馬区中村北四二二三一三一七二	電台東区柳橋一五九一四号七	電世田谷区代々木三一五七六一八一	電渋谷区代々木三一五七六一八一	電新宿区内藤一新西五比四〇七一三	電中央区銀座四一三六六比八	電中央区銀座四一三六六比八	電大田区池上四一九二四一九
八鍬志郎	本島三郎	村田義男	向山清志	松木正輝	藤岡大造	藤井豊三	廣瀬哲夫	野村富雄	西野清
電相模原市東林間三一七〇一九一七二七	電高崎市高松町六二〇二	電目黒区八雲八二一〇一九一九	電並木区松庵二九一六一〇一六	電荒川区西日暮里五二一七一四	電木更津市文京二三一五七一四一四	電中央区銀座三一九一九一八	電中央区銀座一七一七一八	電荒川区西日暮里五二一七一四一七	電町田市本町三一四五〇一八二二
役員一同	和田新之助	若林恒雄	米山昭一朗	山本日出磨	山本秀夫	山本敏郎	山田辰巳	谷田部榮廣	安村長生
第一税理士協議会	文京区本郷三一九一五	電中央区新富一三一九一九一五	電板橋区高島平五〇一〇二一六	電千代田区丸の内一階一四一九一四	電並木区本天沼二一七一五二一三	電港区西新橋二一五二一三	電武藏野市境南町三一五二一三	電荒川区西日暮里一四一七	電八王子市南新町一三一七三〇

銘語錄



(勲五等瑞宝章)
飯沼清夫氏

秋の激励受章者

政府は、昨年十一月三日納税功労の叙勲を発表した。当協議会から左記の会員が受章されました。

六時三〇分より十六時四十五分まで)と理事・支部長会(同六時四十五分より十七時三〇分まで)は、公認会計士会館第一会議室で開催された。下友吉会長の挨拶に次いで、木村久彌日本公認会計士協会東京会会長、遠藤忠宏・八鍬志郎同協会東京会副会長の方々より祝辞があり、これ

第一回役員会

第一回役員会改選を迎えて――

平成五年新春を飾る

より下田会長が議長席に就き、岡田一馬副会長の司会進行により審議が始まった。行により審議が始められた。◎正副会長会
一、機関紙「第一税協」ニコースの年度発行計画に関する件
二、専業税理士の当会入会希望者取扱いに関する件
三、税理士21世紀の会に関する件
四、東京税理士会役員改選に関する件

以上について、審議がなされた。

兼山金刀内副会長の閉会の辭で散会とし、これより場所を「弓町クラブ」へ移し、新年会を開催することとした。

木村久彌・遠藤忠宏・八鍬志郎氏、善一郎氏、今村秀夫氏、日本公認会計士協会東京会会長高橋善一郎氏、同協会副会長安村長生氏、木村久彌・遠藤忠宏・八鍬志郎氏、そして第一税理士協会会友中地宏氏の方々

は、平成五年一月二十八日(木)午後六時より、弓町クラブにて、第一税理士協議会会員が出席し来賓を招いて、盛大に開催された。

来賓として、税理士校友会副会長田中善次郎氏、税理士清流の会会長大竹浩氏、同会副会長中嶋時男氏、税理士21世紀の会会長代行味岡一義氏、同会副会長本多嘉憲氏、佐藤寛氏・上杉豊喜氏・野崎隆治氏・林田實穂喜氏・田中和男氏・勝山公夫氏、(社)日本監査協会理事長秋場邦雄氏、

第一税理士協議会の新年会

が、出席された。

岡田副会長による進行のも

と、下田会長の挨拶と来賓に

對しての謝辞が述べられ、次

が、出席された。

岡田副会長による進行のも

と、下田会長の挨拶と来賓に

- ★一局複数会制の
早期実現をはかる
- ★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一視力カカ

発行所
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人下田友吉(1部100円)
編集人岡田一馬(年鑑1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主　要　目　次

一頁…東京税理士会の税理士法改正意見(素案)に対する支部からの回答意見の集計発表を見て
二頁…歴史考察、銘録語録、税の歴史から

東京税理士会の税理士法改正意見(素案)に対する 支部からの回答意見の集計発表を見て――

「税理士法に対する改正意見(素案)」に対する支部意見一覧

	使命	書類	相談	出廷	通知	教示	聴取	閲覧	倫理	研修	助言	営業	建議	責任	審査会	税理士会	日税連	監督
賛成	37	42	42	39	39	39	45	39	38	44	37	23	35	38	39	39	39	40
反対	3	2	2	2	2	3	0	2	4	1	2	14	7	1	0	0	1	0
保留	5	1	1	4	3	3	0	4	2	0	4	5	3	5	5	4	4	3
回答無その他	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	3	4	1	2	2	3	2	3

	資格	受験	免除	業務制限	臨税	弁護士	税理制限	会計士	協同組織
賛成	41	42	37	37	44	44	42	44	* 1 * 2
反対	3	0	0	1	0	0	1	1	* 3 * 8
保留	1	3	7	5	1	1	1	0	21
回答無その他	1	1	2	3	1	1	2	1	7

1、「回答無その他」には、アンケート回答のうち6割以上を占める答えがない場合、1項目中の複数の条文に対する賛否が別わかれ場合を含む。

が別れた場合を含む。

2、「協同組織」について、※1は税理士法人を規定すべき、※2は税理士合同事務所を規定すべき、※3は双方とも規定すべき、※4は双方とも規定すべきでない、を表す。

このほど、金田
の回答を取りま
次のとおり、平井
一日付機関紙「東
に発表された。
支部回答の集計
記の表通りでし
賛成には、全会
の附記のないもの

六四支部から
とめた結果が
成五年二月十
京税理士界

計結果は、左
ある。

回賛成（意見
のも含む）、お
が強い。」結果となつていて
された通り、回答は、「大方
タタキ台の結論採用の危険性
「第一税協」ニユースで予
平成四年三月十五日付
条件付を含む）の両方の合
数が示されている。

あるかを広く会員諸兄に知りて頂きたく努力してきた。
前記案に対する東京税理士会各支部の意見は、東京税理士会法対策特別委員会（委員長惣洞和子氏）から各支部（平成四年七月二日付発送し、提出期限は同年十一月末として）アンケート形式で項目別に改正素案に賛成・反対・保留・意見等の回答を求められた。

これより、私見として意見を述べさせて頂くが、「これは当会の機関で諮ったものではないことをお断りとする。」

平成四年二月十五日付「第一税協」ニヨースで、『東京税理士会制度部の作成した「税理士法」に対する改正意見（素案）－21世紀へ向けての税理士制度の構想－』（内容）について紹介し、同年九月十五日付「第一税協」ニヨース（当会の岸本副会長の意見を掲載して、税理士法改正についての東京税理士会の考え方の方向が奈辺に

次に、いくつかの項目について集約結果を見てみることとする。

5、試験科目の一部免除（八条）
同条の「学位」を「博士」とし、「修士」を対象外とする

我々としては、東京税理士会が、今後この税理士法改作業と運動活動を如何に進めて、くかを見ながら、見つめようかと考えてゐる。

成 稅 法人の問題としては、寡 化を心配する意見が多くなったこと、また、合同事務所にては、法人の前段階として、捉え、現実的な対応を望む意見もあったと報告している。以上、極めて限られた項目について、回答の集計を見ただけに過ぎない。

7 税理士法人（新設）
素案は、税理士法人については参考事項を列挙していくだけである。回答集計は、記事項として、税理士業務の共同化を否定する意見は少なかったことと、共同化の必要性（他社との協調を含め）について、多くの意見があつたことを告げている。

試験にも税法があり、素案の如きは、その理論は、理解できないとしている。特記事項として、この趣旨に賛成する支部が大多数であったが、これまでの経験から公認会計士協会との調整を重視する意見がみられたと報告されている。

素案による早急廃止の提唱に対し、賛成44、反対1で決議された。反対意見は、公認会計

思士（本法則第三七項）

こと、税務官公署職員に対する試験免除科目免除は残してある。反対して廃止する要素に対し、賛成意見も多いため、反対0、保留1となつた。問題提起が多岐に亘っているので、賛成意見も多いため、現行免除制度の縮小を考慮する傾向を示しているのではないか。

